

平成19年10月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

福島県 住民提案型アウトソーシング

福島県では、「住民提案型アウトソーシング」として、県の業務を外部委託する際に、住民の視点からの業務方法や必要な県の役割について提案を受け、実際に業務を実施してもらうことにより、より住民の生の声や地域の実情を反映した県の業務運営の確立を目指しています。

分権広報活動事業及びNPOと行政の協働推進事業への提案を募集し、その審査結果が公表されました。分権広報活動事業には、株式会社企画室・コアが、協働推進事業のうち、協働推進セミナー開催事業には、いわきNPOセンターが、NPOマネジメント講座開催事業及びNPOと協働に関する情報発信事業には、ふくしまNPOネットワークセンターが、それぞれ最優秀提案者に決定しました。

http://www.pref.fukushima.jp/jinji/omg/j_os.html

茨城県 新たな評価制度の実施

茨城県では、平成19年度から新茨城県総合計画「元氣いばき戦略プラン」の進行管理と一体化させ、これまでの個別事業に加えて、新総合計画に位置付けられた施策を対象とした評価を行っています。

政策評価として、事業評価は、18年度実施事業について、目標達成状況等の評価を行い、今後の方向を明らかにし、施策評価は、新総合計画の目標実現に向けて、優先的に取り組むものとして位置付けられた「日本の食を支える元氣 1農業」等の8つの重点戦略を構成する40の施策について、施策を構成する事業と数値目標の達成状況の評価し、施策の評価と今後の方向を明らかにしています。

評価結果は、施策等の19年度の執行及び20年度の企画立案、予算編成等に反映させるとしています。

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/seisaku/19_hyoka/index/index.htm

長野県 主要事業の評価の県議会への報告

長野県では、平成18年度実施の主要事業の評価について、県議会9月定例会へ報告しました。

評価の対象として事業担当部局が18年度実施事業から552事業を選定し、有効性、必要性、効率性、公平性の観点から評価し、事業の課題について総括しています。評価結果は、有効性については、526事業(95%)で期待以上又は概ね期待どおりの成果があると認められ、必要性、効率性又は公平性のいずれかの観点から改善の余地ありと認められた事業は230事業(42%)あり、このうち152事業については19年度中に改善を図るとしています。

<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/hyuoka/h19jimu/ghgaiyou.pdf>

宮崎県 平成18年度における行政改革の取組状況

宮崎県では、18年度は、「宮崎県行政改革大綱2006」に基づき、行政改革を推進していましたが、その取組状況を取りまとめ公表しました。

改革大綱2006に沿って、サービス改革として、県民サービスの向上等を、役割改革として、国、市町村、民間等との関係の改革を、県庁改革として、職員の意識改革等を行ったとしています。

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/jinji/system/gozaikaku_index.html

官と民のパートナーシップ・アンケート結果

当センターでは、官と民とのパートナーシップに関するアンケートを、平成19年8月に一般国民を中心に、併せて都道府県職員及び市町村職員をも対象として行ったので、その結果を報告する。

(注)官と民とのパートナーシップは、近年、ヨーロッパ各国において政策手法の一つとして推進されており、このため当センターでも18,19年度のテーマの一つとしている。その定義や考え方については、国により、論者によって異なることも多いが、このアンケートでは、従来行政側が言わば専属的に実施してきた公的な分野の業務について、その全部又は一部を民間が実施するものを対象とした。

1 パートナーシップによる公的業務の推進

この方向を進めることに対し、一般国民では「大いに推進するべき」という回答が54%と過半数を超えたのに対し、都道府県職員及び市町村職員の場合は、「事業を限定して行うべき」が70%を超えた。不賛成以外の「推進には異論がない」選択肢の合計がほぼ同じであるのに、内容的には差が見られ、興味深かった。

単位；%

	一般国民	都道府県	市町村
大いに推進	53.5	26.5	23.4
事業限定	43.0	71.4	73.5
不賛成	3.5	2.1	3.1

なお、一般国民にその理由を答えてもらったところ、「民間の方が得意な分野は民間がやるべき」が40%、「民間と一緒になら効率が高くなる」が25%で、民間の力の導入でより効率が高くなることが期待されているようである。ちなみに、「公的機関は信用できない」とするものも24%あった。

2 パートナーシップを組むべき業務

(1) 一般国民

「どんな業務で官と民とがパートナーシップを組むべきか」について一般国民に尋ねたところ(複数回答)、「体育館等の公共施設の管理」が過半数を超えたものの意外に低く、「食品の品質の確認」、「残留農薬の検査」等のいわゆる食品の安全性に関するものの割合が60%前後に上った。

並行して当センターが行った4グループの消費者を対象としたフォーカスグループ調査では、「公共施設の管理」は民間の方がいいが、「食品の品質の確認」や「食品の安全性の確認」については公的機関が行うべきとする意見が圧倒的だったので、意外であった。

単位；%

公共施設の管理	55.6
広報の企画や実施	36.8
食品の品質の確認	65.1
食品の安全性の確認	58.3

(2) 都道府県・市町村職員

一方、この問に対する都道府県職員と市町村職員の回答(複数回答)では、「イベントや企画の実施」がともに80%を超えたのが目立った。これは、公務員はこうした業務に強くないことを意味しているであろうか。

単位；%

	都道府県	市町村
公共施設の管理	68.6	69.5
広報の企画や実施	54.3	49.1
イベントの企画や実施	80.6	81.2
窓口業務	29.8	24.5

3 パートナーシップの相手の選考方法

公的機関がパートナーシップを組む民間の相手方を選考する方法については、3グループとも「技術や財政条件などを備えた民間から選ぶ(下表の選考1)」とするものが多かった。マスコミ等では、競争入札が公平でベストであるかのように書かれることが多いが、コストもさることながら、内容的にも信頼のおける業者を選考することが望まれている、ということが伺える。

単位；%

	一般国民	都道府県	市町村
官民競争入札	26.4	19.5	18.0
民の競争入札	19.4	24.4	25.3
選考1	34.5	39.8	41.0
選考2	16.7	13.5	11.6

注：選考2は地域や従来からの民間から選ぶもの

なお当センターが調査した限りでは、官と民とが競争入札した事例は、海外、国内とも見あたらない。

4 まとめ

官と民とのパートナーシップは、小さな行政機関を志向する場合の手段の一つなので、一般国民と都道府県・市町村の職員との間に違いが出ることは予想されたところであるが、都道府県職員と市町村職員の回答割合が全体的にほぼ同じ傾向を示したことは、興味深かった。(伊藤)

英国の農村地域開発プログラム

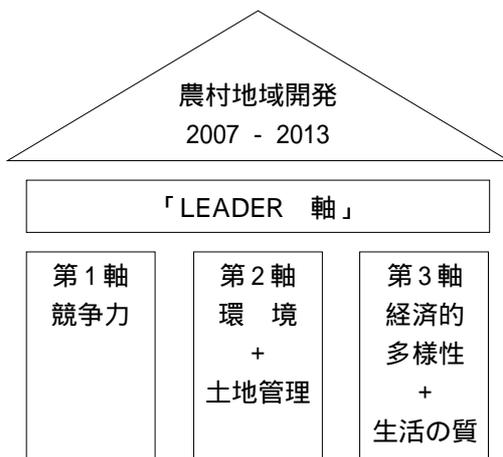
英国では、2006年まで実施されていた農村地域開発プログラム（Rural Development Programme；RDP）を2005年のEUの委員会規則で定められた新農村地域開発政策に基づいて改定し、イングランドにおいて2007年から13年まで実施する予定である。

本年6月に英国を訪問し、農村地域開発プログラム（RDP）について調査したので、その趣旨及び内容について報告する。

1．EUの委員会規則

EUの規則では、これまで農村開発政策を構成する3つの軸（Axis）である、第1軸：農林業の競争力の改善、第2軸：環境の改善及び土地管理の援助、第3軸：生活の質の改善及び経済活動多様化の奨励のための事業とは別に、第4の軸として、Local Action Groupsを主体とする地域ベースの参加型総合開発戦略アプローチであるLeaderを実施するとされてきた。2005年の新農村地域開発政策では、第1軸から第3軸までのために支出されるEU資金の5パーセント以上を、Leaderを通じて実施しなければならないとされている。（Leader approach）

EU新農村開発政策概念図



（EU農村地域開発政策2007-2013ファクトシートより）

2．Leader及びLocal Action Groups

Leaderとは、仏語のLiaison Enter Actions de Developpement de l'Economie Ruraleの略語であり、「農村経済（rural economy）の発展のための活動（action）間の結びつき」という意味である。

地域においては、官と民のパートナーシップであ

るLocal Action Groups（LAG）を形成し、その地域をどのように開発すべきかの戦略を決め、開発計画を作成する。LAGは、官と民のパートナーとして、地域におけるさまざまな社会経済部門の既存の地域利害関係団体の代表によって構成され、その意思決定レベルにおいては、民間のパートナーが50パーセント以上を構成しなければならない。

これまでは、この活動をLeaderとして、EUから資金が支出されていた。Leader approachでは、第1軸から第3軸までをLeaderと結びつけ、その開発計画に基づいてのみRDPの一定部分を実施できることとなった。

EU資金の5パーセント相当とはいえ、地域住民に、農村地域開発戦略の方向性及び内容のみならず、実施プロジェクトの選択に関する決定権限を与えたのは、官民パートナーシップを推進する上で大きな一歩と考えられる。

3．イングランドにおけるRDP

- (1) イングランドにおいて2007から2013年まで実施されるRDPは、総額39億ポンド（約9,700億円）の予算であり、その80パーセントが上記の第2軸の事業として支出される。英国では、この第2軸の事業は、Leader approachの対象ではない。
- (2) そのうちの大部分は、環境管理計画（Environmental Stewardship scheme；ES）という環境と調和した農業を推進する事業に支出され、ESは、入門レベル（Entry Level）、有機入門レベル（Organic Entry Level）、高度レベル（Higher Level）の3段階に分かれている。

入門レベルは、普通の農用地が対象となる計画であり、農業者が、環境と調和した標準的な管理方法を選んで実施すれば、1ha当たり年間30ポンドが支払われる。

有機入門レベルは、有機農業の環境への便益を確保することを狙いとしており、農業者の有機農法への転換を支援する。1ha当たり年間60ポンドが支払われる。

高度レベルは、より費用のかかる特別な管理方法が要求され、その管理方法は、土地条件により、年を経るごとに変わる。農業環境計画に従って管理方法を策定しなければならない、その方法は、個別に審査され、実施後はモニターされる。支払額は、管理方法等により異なる。

- (3) イングランドの農業者は、既に28,000を超える入門レベルの協定を結んでおり、環境の便益のために管理される農用地は、イングランド全体の920万haのうち400万ha以上となっている。（永山）

出張報告

神奈川県事務事業の外部点検について

以下の報告は、平成 19 年 9 月に、当センター永山が神奈川県庁を訪問し、調査した結果を取りまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申し上げます。

1. 目的及び経緯

県では、18 年度の試行を経て、19 年度から財源の重点的な配分と事業の効果的な展開を図るため、外部の視点を取り入れた事務事業の評価を実施している。

2. 制度の概要

県の仕事の総点検として、事業所管課によるすべての既存事業の「自主点検」を実施し、自主点検で引き続き現行の実施方法で実施することとされた事業のうち、義務的な経費等を除き、事業開始から年数を経過している事業等を中心に選定し、「外部点検」を実施する。

外部点検により、何らかの見直しが必要とされた事業について「事務事業評価」を行い、その結果を踏まえて、予算への反映等の必要な措置を講じる。

3. 県の仕事の総点検

事業所管課がすべての既存事業について「自主点検」を行う。その結果として引き続き現行の実施方法で実施することとされた事業から、新規事業、義務的経費、100 万円未満の小規模事業及び既に「NPO 等による県の事業評価」などにより外部の視点による評価を受けた事業等を除いて、県民に身近で評価に馴染む事業、事業開始から年数を経過している事業を中心に、「外部点検」の対象事業を選定する。（19 年度は 54 事業）

外部点検は、県行政システム改革推進協議会委員、県の事業に対して評価の実績を有する NPO、県民代

表としての県政モニター OB 及び市町村職員を構成員とする 5 人 1 チームの 3 チームで行う。19 年度の点検結果は、54 事業中 29 事業が、何らかの見直しが必要とされ、うち 6 事業が廃止を視野に入れて再検討、1 事業が国、市町村及び民間での実施を視野に入れて再検討、22 事業が事業規模・実施方法等について再検討とされた。

4. 事務事業評価

外部点検において何らかの見直しが必要とされた 29 事業が、「事務事業評価」の対象となる。事務事業評価は、事業所管部局長等が 1 次評価を実施し、さらに、行政システム改革調整会議（総務部長、行政改革担当部長等で構成）で 2 次評価が行われる。

19 年度の評価結果は、1 事業が継続が適当である、24 事業が改善を検討すべきである、4 事業が廃止を検討すべきである、となっている。

5. 予算への反映等

19 年度の事務事業評価に当たっては、18 年度実施事業内容を中心に 19 年度の改善等も踏まえ評価を行っており、県の仕事の総点検及び事務事業評価の結果は、原則として 20 年度当初予算に反映されることとなる。

6. 職員の受け止め方

はじめて県民との意見交換等を直接行うこととなったので、事業の趣旨を県民に理解されるように説明する難しさを感じているという声や、その反面、外部点検を県民の意見を聞くいい機会と考えているというような声がある。

7. 今後の展望

このような県の仕事の総点検等の方法は、20 年度まで続けられる予定であり、その次のステップについては、その時点までの実施結果を検証の上、考えることとなるとのことであった。（永山）

編集後記

ドイツ調査に行ってきました。

ご案内のようにドイツは、地球の温暖化対策に力を入れています。その背景には、地球の温暖化により 50 年後には、水温の上昇に伴う海水の膨張で国土のかなりの面積が海中に沈む反面、ベルリン周辺では旱魃で真水がなくなり人が住めなくなる、ことが予想されていることがあるようです。

わが国も、そうした長期的な視点に立って、温暖化によって何が困るのか皆がしっかり踏まえた上で、その対策に取り組みたいものです。50 年後、自分は生きているかどうか分からない、と思わずに...。

（伊藤）

AFFPRI report

平成 19 年 10 月 15 日 No.84

（財）農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>